

JRジパング倶楽部特別会員制度について

JRが行っているシルバーの方々を対象とした「ジパング倶楽部」は身体障がい者を対象にした特別会員制度を設けています。特別会員は、一般の会員より年会費が安く、加入できる年齢も5歳低く設定されています。

対 象 者	身体障害者手帳をお持ちの方で男性60歳以上、女性55歳以上の方		
介 護 者 の 割 引	第1種身体障がい者の方で、介護者が同伴される場合は、介護者も同様の割引になります。		
割引対象乗車券	特急券（新幹線を含む）、急行券、グリーン券・座席指定券 ※ただし、「のぞみ」「みずほ」など対象外		
利 用 条 件	JR各線を利用して片道・往復・連続で201km以上の旅行をする場合		
割 引 率	新規入会者	1～3回まで：2割引 4～20回まで：3割引	更 新 者 1～20回まで3割引
有 効 期 間	発行日から1年間 【利用できない期間】4月27日～5月6日、8月11日～20日、 12月28日～1月6日		
利 用 方 法	入会后、ジパング倶楽部から送付される「ジパング倶楽部」手帳と身体障害者手帳を提示し、最寄りの駅又は旅行会社営業窓口で切符を購入		
申込に必要な書類・年会費	・申込書 ・身体障害者手帳の写し ・年会費1,400円	一般会員 と違う点	・夫婦会員制度なし ・会報無し ・自動更新なし

【お問合せ・申込先】 一般社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会
〒310-0851 水戸市千波1918 茨城県総合福祉会館内
☎029-243-7010 FAX029-243-7018

潮来都市計画区域マスタープラン案の縦覧について

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」に係る都市計画の案について、以下のとおり都市計画法の規定に基づき縦覧を行います。

案に対しご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

▼案の内容 都市計画区域マスタープランの変更

▼縦覧期間 5月17日（月）～31日（月） ※土日・祝祭日を除く

▼意見書の提出

縦覧場所に備えつけ又は茨城県都市計画課ホームページに掲載の様式に必要事項を記載し、持参又は郵送にて提出してください。 ※5月31日（月）必着

【提出先】 〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県知事 大井川 和彦（茨城県土木部都市局都市計画課扱い）宛て

▼案の縦覧場所及びお問合せ先

茨城県 土木部都市局 都市計画課 ☎ 029-301-4592

潮来市 都市建設課 都市計画グループ ☎ 63-1111 内線347